

収 入
印 紙

業務委託契約書

1	業務名	斎場火葬業務及び火葬炉設備運転管理等業務							
2	履行場所	所在地 八尾市南植松町三丁目50番地の3 施設名 八尾市立斎場							
3	履行期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで							
4	契 約 金 額			百万			千		円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 (税率計10%算出)								
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約期間中に税率が変更された場合は、その税率により算出した消費税及び地方消費税に変更し、発注者が負担するものとする。								
5	契 約 保 証 金	契約書第3条第1項第__号適用							
6	適用除外条項	なし							

上記の業務委託について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記6のとおり)によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

発 注 者

八尾市本町一丁目1番1号
八 尾 市
代表者 八尾市長 山本 桂右 印

受 注 者

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（質問回答書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書の内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。
- 3 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約金額の内訳等)

- 第2条 契約金額（以下「業務委託料」という。）は、月払いとする。但し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨て、各年度の最終月に差額を加算して支払うものとする。
- 2 契約期間に1ヵ月未満の端数が生じたときは、その月の業務委託料は、日割計算によって算定するものとする。（1円未満の端数が生じたときは切捨てる。）

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認めた有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料を1年当たりの額に換算した額（以下「1年当たりの契約額」という。）の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の1年当たりの契約額の100分の10に達

するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 受注者は、この契約に定める業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務について、あらかじめ発注者の文書による承諾を得たときはこの限りでない。

2 受注者は、前項の規定に基づき、発注者の承諾を求める場合は、再委託の業務名、再委託期間、再委託先、再委託業務に携わる業務従事者の氏名、業務場所、再委託理由を記載した文書を発注者に提出しなければならない。また、内容の変更を行うときには、事前にその旨を文書で提出しなければならない。

3 受注者は、第1項の承諾がなされて業務の再委託を行うときは、この契約の定める受注者同一の義務を再委託先に継承させるものとし、万一事故等が発生した場合は、受注者の責任において処理するものとする。

4 受注者は、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者並びに八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）を再委託の相手方としてはならない。

5 前4項の規定が遵守されていないと認められる場合、発注者は受注者に対し、再委託先との契約解除を求めることができる。

6 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（個人情報の保護）

第7条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守するとともに、この契約に基づく業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、万全を期すものとする。

（秘密の保持）

第8条 受注者及びその従業員は、この契約によって知り得た事項を第三者に公表又は漏洩してはならない。また、業務遂行上不必要な場所への立ち入り、書類の閲覧、複写等の行為をしてはならない。なお、本条は本契約終了後又は本契約を解除された場合も有効とする。

（監督職員）

第9条 発注者は、監督職員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる

事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に基づき次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答
- (2) この契約の履行に関する受注者との協議
- (3) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

(業務管理責任者)

第10条 受注者は、この契約の履行上の管理を行う業務管理責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務管理責任者を変更したときも同様とする。

2 業務管理責任者は、業務従事中における事故及び建物備品等の損傷に注意し、他の従事者を指導、監督しなければならない。

(規律維持)

第11条 受注者及び業務管理責任者は、本業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

(基準に不適合の場合等)

第12条 受注者の実施した業務が仕様書に示すものに適合しないと発注者が認めるときは、受注者に指示し、その業務の手直しをさせるものとする。この場合の費用は全て受注者の負担とする。

2 発注者は、受注者の従業員について不適当と認めるときは、その理由を明示して、受注者に対しその交替を求めることができる。

3 受注者は、前項の要求を受けたときは、迅速に従業員交代等の適切な処置をとり、書面にて発注者に報告し、発注者の承認を得なければならない。

(業務実施上の損害賠償等)

第13条 受注者は、この契約に基づく業務遂行中、受注者の責めに帰すべき事由により生じた発注者の損害について、発注者に対してその損害を賠償するものとする。

2 受注者がこの契約に基づく業務遂行中に、第三者に対して損害を与えた場合には、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その賠償の責めを負わなければならない。

3 前項の場合、受注者はその第三者に対して、迅速かつ十分に誠意ある対応を取らなければならない。対応後は、発注者にその内容を報告しなければならない。

4 発注者は、第1項及び第3項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から30日以内に事故による損害の発生を受注者に通知しなければならない。

(免責事項)

第14条 受注者は、下記事項については、賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 天変地異、その他不可抗力により生じた一切の損害
- (2) 発注者の責めに帰すべき事由により生じた一切の損害

(検査)

第15条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は受注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を実施しなければならない。
- 3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な措置を取らなければならない。

(業務委託料の支払い)

第16条 受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者の定める請求書及び業務完了報告書により、発注者に対して業務委託料の月額を支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受けた日から30日以内に業務委託料を受注者に支払うものとする。
- 3 発注者が、自己の責めに帰すべき理由により業務委託料の支払が遅れた場合は、受注者は未払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(発注者の契約解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、受注者から損害賠償の請求があっても発注者はその責めを負わない。ただし、発注者は、契約を解除した時点において受注者が業務の一部を既に処理しているときは、その割合に応じた業務委託料相当額を支払うものとする。

- (1) 正当な理由がなく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) この契約の履行を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (3) 契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
 - (4) 契約の履行にあたり発注者の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。
 - (5) この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められたとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 前項の場合において、第3条の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ

る。

- 5 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しない場合は、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して契約を締結した日における遅延利息の率で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。
- 6 発注者は第1項に規定する場合のほか、次年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算が減額又は削除された場合には、この契約を解除することができる。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権)

第18条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、総契約額の100分の20に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。納入後も同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。次条において同じ。)に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定に該当し、刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合には、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定に該当する場合においては、発注者はこの契約を解除することができる。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第19条 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、1年当たりの契約額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(その他の解除)

第20条 発注者は、履行期間であっても、前条の規定に該当する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼした場合は、契約金額（支払済みの金額を除く。）を限度として、受注者の現実に生じた損害を賠償しなければならない。

（受注者の契約解除権）

第21条 受注者は、その責めに帰すべき事由によるものでない又は、発注者がこの契約に定める債務を履行しないときは、この契約を解除することができる。この場合、受注者に損害があるときは、受注者はその損害内容に係る証明を行い、契約金額（支払済みの金額を除く。）を限度として、受注者の現実に生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。

（瑕疵担保）

第22条 第15条の検査において通常発見し得ない不完全履行その他業務の実施に関する瑕疵で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え、若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

（委託業務内容の変更等）

第23条 発注者は、必要がある時は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議してこれを定めるものとする。

（業務の引継）

第24条 委託業務の期間終了の際には、受注者は次期の受注者との間で業務の円滑な引継ぎを行うこととする。

（環境配慮に関する事項）

第25条 受注者は業務を行なうにあたっては、可能な限り環境負荷を低減させるよう、環境に配慮した取組みを実施することとする。

（契約費用）

第26条 契約の締結に要する費用は、全て受注者の負担とする。

（その他）

第27条 この契約に定めのない事項又は契約条項に疑義を生じたときは、関係法令及び八尾市の財務に関する諸規定によるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。